

目黒区高齢者センター指定管理者制度実施方針

1 本方針の位置づけ

目黒区(以下「区」という。)は、区の公の施設全般にわたる指定管理者制度活用の基本的考え方として、平成17年1月に指定管理者制度活用の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めた。その後、平成19年10月及び平成20年5月に基本方針を改めたところである。

本方針は、この基本方針に基づき、目黒区高齢者センターの管理運営の業務について、指定管理者制度の選定に関する方針として必要な事項を定めるものである。

2 指定管理者選定の基本事項

(1) 対象施設

目黒区高齢者センター(目黒区目黒一丁目25番26号)

(2) 管理業務の範囲

ア 目黒区高齢者センターが実施する事業に関する業務

(ア) 高齢者の生活等に関する相談に関する業務

(イ) 高齢者の生活等に関する図書その他の資料を収集し、利用に供することに関する業務

(ウ) レクリエーションの実施に関する業務

(エ) 講座及び講演会等の実施に関する業務

(オ) 高齢者及び高齢者の団体相互の交流の機会及び場の提供に関する業務

(カ) 機能回復訓練の実施に関する業務

(キ) 老人クラブに対する指導及び援助に関する業務(高齢者センターの施設を利用する上で必要なかわりのみを行う)

(ク) 高齢者センターの施設を利用に供することに関する業務

(ケ) 区長が必要があると認める事業に関する業務

イ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務

ウ 施設の設定備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

(3) 選定の基本的な考え方

指定管理者制度を新たに導入するため、指定管理者は公募により選定する。公募に際しては、運営に当たっての要件等を定めた公募要項を作成する。同要項に基づき応募した者が提出した事業計画書等について、評価し選定する。

(4) 指定期間

区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため、指定管理の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間と定める。

3 選定の方法

選定評価の組織として「目黒区健康福祉部・子育て支援部指定管理者選定評価委員会」を設置する。同委員会は、施設を所管する部課長6名のほか、外部有識者3名で構成する。

同委員会において、次項の評価項目について評価を行い、選定を区として判断する。

4 評価項目

ア サービスの実施に関する事項

イ 施設の事業内容の特性から求められる要素（安定性、継続性、計画性など）の重要度

ウ 指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果

エ その他、施設の実情に応じ判断する上で必要な事項

5 指定の手続き

区は指定管理者候補として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者を決定する。

6 選定情報の取扱い

選定に当たっての評価基準は選定時に公表するとともに、選定の結果については、選定結果及びその理由、選定組織の構成員を含め公表する。

7 今後のスケジュール（予定）

・実施方針公表	7月上旬
・公募要項の配布	7月上旬～下旬
・公募申請の受付	8月上旬
・公募の選定評価	8月中旬～9月下旬
・選定の決定	10月上旬
・基本協定締結	12月上旬
・選定結果公表	12月中旬
・年度協定締結	3月末
・指定管理業務開始	4月1日

以 上